

(別 紙)

議員提出議案第 4 号 消費者行政を支える恒久的財源の構築を求める意見書の修正案

消費者行政を支える恒久的財源の構築を求める意見書（案）の全部を次のように修正する。

消費者行政を支える恒久的財源の確保等を求める意見書（案）

昨今の消費者被害の動向を見ると、65 歳以上の高齢者の被害が増大する傾向があり、また、インターネットを利用した取引の増加等により、多様化・高度化している。

本市等各自治体では、消費者相談や消費者教育・啓蒙に努める等、消費者行政の推進に取り組んでいるものの、本市においても消費者生活相談の件数は増加傾向にあり、恒久的な対応が必要となっている。

一方、自治体による消費者行政は国による地方消費者行政強化交付金の活用によって維持されているが、この事業は令和 7 年度で終了するとされている。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティー対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全)		